

平成18年7月15日

加盟団体事務局各位

総務委員会

除名された会員の再登録に関するルール

標記について下記のように取り扱いを致しますので周知徹底をお願い致します。

1. 加盟団体は除名による退会情報を日ラ事務局に報告する。
2. 日ラは除名者リストを管理する。
3. 日ラ事務局は、特に居住地以外から会員登録申請が来た場合除名者リストと照合する。
4. 日ラ事務局は、他の加盟団体での除名者だった場合、申請団体に連絡する。申請加盟団体は、なお受け入れ・登録を希望する場合はその理由を明記の上、日ラ事務局に再度申請してもらう。
5. 上記4の申請に対し総務委員会は審議、必要に応じて理事会に審議を諮る。

(背景)

上記は、除名者が仮に他県から申請されてきた場合、現状システムではその事実が把握できないまま、加盟団体が申請してくることが生じるリスクがある為、管理強化を目的にルールを明確にしておくもの。